

平成 27 年 7 月 27 日

子ども・子育て会議（第 25 回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第 28 回）合同会議
提出資料

委員：木村 義恭
（全国認定こども園連絡協議会）

【保育士確保プランにおける保育士・保育教諭確保対策について】

「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため 40 万人の保育の量の拡大に伴い、必要となる保育士の確保を図るため国はこの取組を推進し、平成 29 年度末までに、国全体として「46.3 万人」の保育士を確保することを目標とし、なお、この「46.3 万人」から、平成 25 年度の保育所勤務保育士数 37.8 万人及び平成 29 年度末までの自然増分 2 万人を差し引く等により算出した、新たに必要となる「6.9 万人」との保育士を保育士確保プランにより確保する目標を立てている。

この目標達成のため各種取組を推進頂いていることに心より感謝申し上げます。

認定こども園が、平成 27 年 4 月 1 日において 2,800 園を超え待機児童解消に大きな力を発揮していることは本会議でもご理解頂いているところですが、保育士確保プランにおいて、支援の対象者が保育士または保育所に限定されていることは「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施において、アクセルと同時にブレーキを踏んでいる状況にあると考えます。人材確保が難しい現在確実な実施を図るため、認定こども園及び幼稚園等についても各種取組みの範囲を広げ対象として頂けるよう求めます。またその実施が難しい場合はその要因をお知らせください。

対象事業

● 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

⇒ 就職先に学校法人および認定こども園が対象となっていない

● 保育士・保育所支援センター機能強化事業

⇒ 認定こども園が対象となっていない

● 保育士修学資金貸付事業

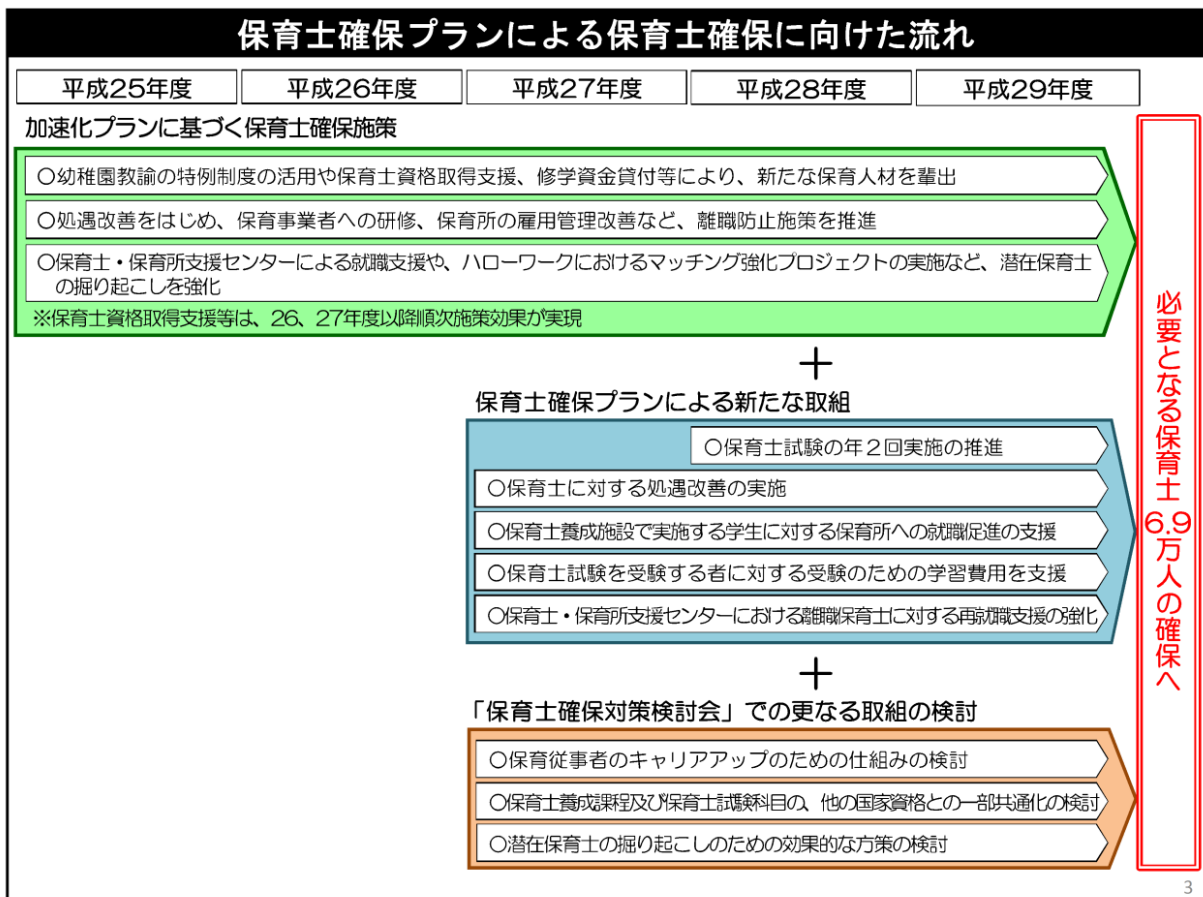
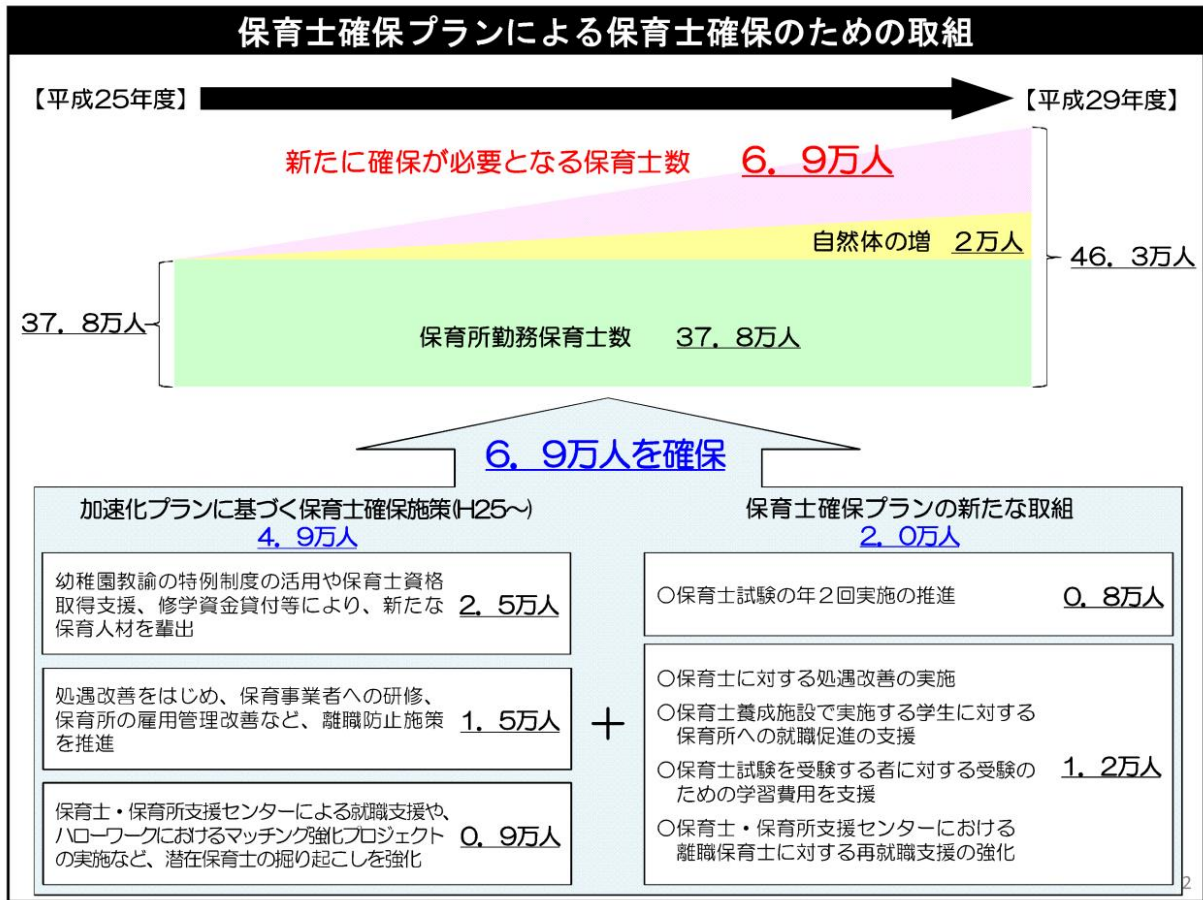
⇒ 就学の返還免除が保育士とあり、保育教諭が対象と読み取れない。

● 保育士研修等事業

⇒ 研修対象者が保育所の職員等に限定されており認定こども園が明記されていない。

平成 27 年 1 月 22 日 (木)

子ども・子育て会議 (第 21 回)、子ども・子育て会議基準検討部会 (第 25 回) 合同会議 資料 2 より



保育士養成施設に対する就職促進支援事業

【目的】

保育士確保策の一つとして、指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所・児童福祉施設等への就職を促すための取組（リアリティショックに対応するための特別講座の開講、現役保育士であるOB・OGとの交流会、保育所等就職説明会の定期開催等）を積極的に行っている養成施設に対し、当該取組の結果、保育所・児童福祉施設等に勤務することとなった学生の割合（保育所等の就職内定率）が、対前年度保育所等内定率の全国平均値から増加した割合に応じ、就職促進のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を図る。

【対象施設】

指定保育士養成施設

【実施主体】

都道府県

【指定保育士養成施設における就職促進のための取組内容】

- 保育士という職種への期待と現実とのギャップ（リアリティショック）に対応するための講座の開講
- 卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成校OB・OGとの交流会の開催
- 卒業予定者を対象とした就職説明会 など

【補助額】

上記に示す取組を実施した結果、指定保育士養成施設卒業予定者の保育所、児童福祉施設等への就職内定率について、前年の就職率（全国平均）と比較し、2%増加することに260,000円

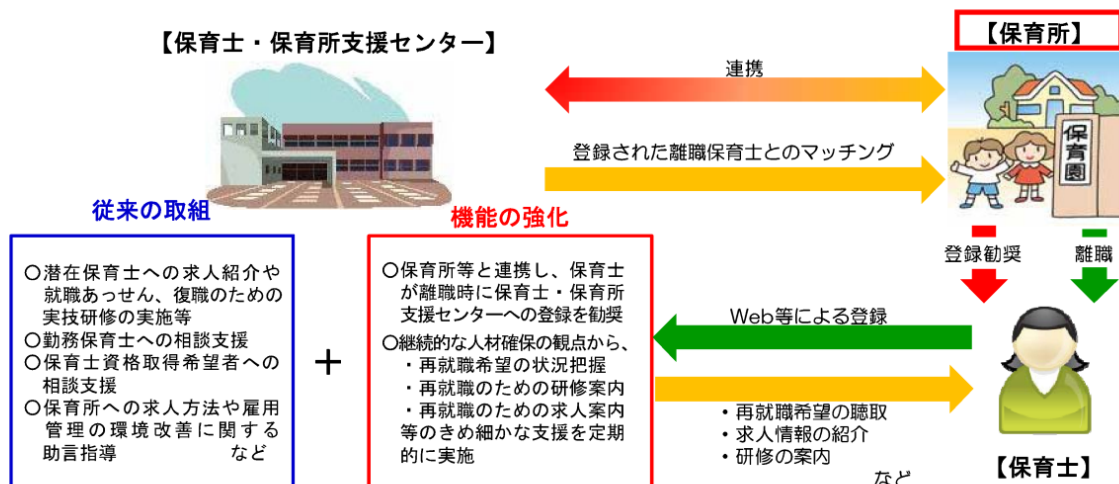
【補助率】

国1/2、都道府県1/2

3

保育士・保育所支援センターの機能強化について

- 保育士・保育所支援センターは、保育士確保策の一つとして、潜在保育士への就職支援や保育所に勤務する保育士・保育士資格取得希望者からの相談等を行うとともに、復職前の実技研修を実施することで潜在保育士の再就職を支援することを目的として、都道府県・指定都市・中核市が設置している。
- 更なる保育士確保の推進を図るため、保育所を離職した保育士に対して、再就職希望の状況を随時把握し、再就職に向けた研修案内・求人案内などの情報提供を行い、再就職に向けきめ細かな支援を実施する。
- また、シンポジウムの開催や集客力のある施設への出張相談の実施など、幅広く普及啓発を行い、保育士・保育所支援センターの認知度を向上させる。



※必要に応じて福祉人材センター等と連携

保育士修学資金貸付事業

【目的】

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。

【貸付対象者】

児童福祉法第18条の6に規定する指定保育士養成施設に在学する者

【実施主体】

以下のいずれかにより実施。

- 都道府県（都道府県社会福祉協議会に委託して行う場合も含む。）
- 都道府県が適当と認める社会福祉法人又は特例社団法人若しくは特例財団法人（都道府県知事が修学資金の貸し付けに当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【貸付額】

- 月額5万円以内（貸付期間は2年を限度）
 - 貸付の初回に入学準備金として20万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算
- ※ 貸付利率は無利子。
※ 貸付申請時に生活保護受給世帯等の者については、生活費の一部として加算あり。

【補助率】

- 国3/4、都道府県1/4

【修学資金の返還免除】

貸付を受けた者が、指定保育士養成施設卒業から1年以内に保育士登録を行い、修学資金の貸付けを受けた都道府県の区域内等の保育所等において保育士として5年以上従事したときは、修学資金の返還を免除。

10

保育士研修等事業について

【目的】

保育士の専門性向上を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、自治体において保育所の職員等を対象とした研修の実施に必要な費用の一部を補助する。

【事業の内容】

- (1) 保育の質の向上のための研修の実施
 - ・障害、虐待などの専門性を持った保育士に係る研修の実施
 - ・指導者育成のための研修の実施
 - ・保育士初任者や中堅保育士が参加して、保育の基礎知識などを受講するフォローアップ研修の実施 など
- (2) 指定保育士養成施設の学生等を対象とした取組の実施
 - ・指定保育士養成施設の在学生に対する就職説明会、保育所に勤務する保育士と養成施設の学生の交流会の開催
 - ・指定保育士養成施設の就職担当者に対する、求人情報収集の方法等に関する研修の実施
 - ・高校を訪問し保育士の仕事の魅力を伝達する取組の実施 など
- (3) 就業継続支援研修の実施
 - ・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップへの対応方法、新人保育士にとって負荷の大きい業務（保護者対応等）についての研修の実施
 - ・保育所経営者・管理者（所長等）を対象とした、人事管理や職場環境改善等（所内の相談体制、柔軟な働き方のできる勤務体制の構築、メンタルヘルス等）のノウハウを習得するための研修の実施
- (4) 潜在保育士の再就職を支援する研修の実施
 - ・保育所の潜在保育士受け入れに当たって、施設側の留意点・改善点の研修・指導のほか、処遇改善につなげる雇用管理や経営管理の改善のための研修・指導の実施
 - ・保育所等への再就職を希望する保育士に対して、現場復帰に必要な研修や再就職の前に就職を希望する保育所等での保育実技研修の実施
 - ・保育実技や安全管理等の研修と就職相談会や保育所見学を組み合わせた再就職支援研修の実施 など